

享保改革期における京都代官玉虫左兵衛の堤外地開発事業

村 田 路 人

はじめに

周知のように、享保改革期、幕府は幕領からの年貢の増収を図るために新田開発政策を積極的に推進した。一般的には、享保七年（一七二二）七月二十六日に、幕府が江戸日本橋に新田開発奨励の高札を立てたことをもって、享保改革期における本格的な新田開発政策のはじまりと理解されている。この高札には、幕領や幕領・私領入組の地で、新田とすべきところがあれば、その地の代官・領主・百姓がいずれも納得した上で、具体的な開発計画を絵図・書付に記し、五畿内は京都町奉行所、西国・中国筋は大坂町奉行所、北国筋・関八州は江戸町奉行所に願い出るようにと書かれていた。

さて、筆者はこのところ、大坂町奉行管下諸河川の堤外地政策について検討を進めつつある。堤外地とは、集落から見て堤防の外側の

地、すなわち堤防と堤防とに挟まれた地のことをいう。筆者のいう堤外地政策とは治水政策の一つで、堤外地の存在形態や利用形態に關わって、幕藩領主が治水上の観点から行った諸措置を指す。

堤外地には、堤根から川岸までの河原（洪水時にのみ水が乗る高水敷）や、土砂の堆積作用によって川中や川岸に出現した外島（附洲・寄洲・川中島など）が存在したが、これらの存在形態や利用形態によつては、円滑な水行（河水の流れ）が阻害され、水害の原因となることがあつたため、幕藩領主はさまざまな措置を講じた。具体的には、葎の刈り捨てや草木の掘り捨てを強制したり、流作を禁止したりした。葎の刈り捨てとは、葎を一定以上生育させないために、夏から秋にかけて数回葎を刈るものである。また、流作とは、増水時の冠水の危険性を承知の上で田畑を耕作することで、そのような田畑を流作

場とい⁴う。堤外地に葎その他の草木を生育させたり、流作を行ったりすることが、円滑な水行を阻害すると考えられていたのである。

もともと堤外地は新田開発の対象地の一つであったが、積極的な新田開発政策が推し進められた享保改革期には、改めて開発対象地として注目されることになった。しかし、右に述べたように、堤外地の開発は水害を引き起こす原因にもなりかねなかった。享保改革期にとられた堤外地開発政策とは具体的にどのようなものであったのか。また、それは堤外地政策の歴史の中で、どのように位置づけられるのか。これらを解明することが本稿の課題である。

このように課題を設定したところで、従来の研究を振り返ってみると、享保改革期の堤外地開発政策については、元文〜延享期、すなわち享保改革後期の関東における事例が検討されているもの⁵、積極的な新田開発政策が打ち出された当初の状況については、まだ検討が行われていない。また、これまでの研究は、そもそも新田開発政策と治水政策との関わりという観点が稀薄である。さらに、享保改革期のいずれの時期についても、上方に関しては研究がきわめて手薄な状況にある。

本稿では、江戸日本橋に新田開発奨励の高札が立てられた年、すなわち享保七年に京都代官玉虫左兵衛が淀川筋・大和川筋などにおいて進めた堤外地開発事業の具体的内容とその意義を明らかにしたい。玉虫の事業が始まるのは同年三月であり、江戸日本橋における新田開発奨励高札設置よりも四カ月早い。いわば、享保改革期の幕府自身によ

る最初の新田開発事業というべきものであり、享保改革期の新田開発政策を考える上で無視できないものである。なお、この玉虫の事業については、従来、自治体史において、その地域の開発に関わる限りで取り上げられたことはあるが、事業そのものを本格的に検討したものはない。

一 享保七年以前における幕府の上方堤外地政策

本章では、これまで筆者が発表した諸論考⁶をもとに若干の補足もを行い、享保七年（一七二二）三月に京都代官玉虫左兵衛が堤外地開発御用を命じられるまでの、摂津・河内を中心とする上方における幕府堤外地政策について、簡単にまとめておきたい。

天和三年（一六八三）の幕府役人の見分をふまえ、翌同四年（貞享元年）から貞享四年（一六八七）にかけて、幕府は摂津・河内・山城の大川筋（淀川およびその上流の宇治川、淀川に合流する木津川、淀川から分流する神崎川および中津川、大和川およびとそれに合流する石川）や大坂の内川筋（諸堀）に対して諸工事を施した。工事の計画・実行を実際に担当したのは河村瑞賢で、筆者は、この天和三〜貞享四年の事業全体を貞享期畿内河川整備事業と呼んでいる。この事業は、貞享元年の土砂留制度の発足をも含めてとらえるべきもので、その内容を一言でいえば、淀川最下流に位置し、幕府直轄都市であった大坂の保全と経済発展を図りつつ、円滑な水行の妨げとなる諸原因を

極力取り除こうとするものであった。

この事業が行われていた貞享二年十一月、堤外地政策を盛込んだ老中「覚」が大坂町奉行および個別領主を介して淀川・大和川筋村々に触れられ、次いで事業終了後の同四年九月に、大坂町奉行小田切直利・同藤堂良直の名による川筋仕置高札が、この年同奉行が管轄することになった諸河川の沿岸の一三カ所に設置された。大坂町奉行が管轄することになった諸河川とは、山城国宇治以下の淀川筋（宇治川と淀川）、同国笠置以下の木津川筋、河内国亀瀬以下の大和川筋（宝永元年「一七〇四」の大和川付替以後も同様）、同国富田林以下の石川筋、および摂津・河内両国のすべての「枝川筋」である。^⑦この川筋仕置高札の設置をもって、貞享期堤外地政策というべきものが確立するのであるが、ここでは、あとの議論にも必要となるので、高札の文面^⑧を紹介しておこう。

【史料1】

条々

- 一 川筋葎之儀、縦高二結有之といふとも、壹ヶ年之内四ヶ度宛、四月・五月・七月・九月、此四ヶ月二無懈怠刈捨へし、且又流作堅御停止之事

附、流作并葎刈捨之所土、何方之ものにても望次第取可申事

- 一 堤二水除之ためならずして猥二竹木を植、并堤之上二家作候儀御停止、惣而堤筋あら八に相見へ候様二可仕候事

- 一 川除之儀、本堤二斗仕、外嶋之川除無用二いたし、川端猥二不

築出様二可仕事

- 一 川筋嶋々二有之竹木・柳、其外雑木・茨之類にても掘捨可申候、惣而外嶋へ葎之根を植、又者さし木仕候儀、御停止之事

- 一 外嶋二小堤いたし候儀、御停止之事

右条々堅可相守之、若違背之者於有之八、可為曲事もの也

貞享四年月日

小田切喜兵衛

藤堂伊予守

川筋の葎の定期的な刈り捨てと流作の禁止（第一条）、堤防に治水上不必要な竹木を植えたり、堤防上に家を建てたりすることの禁止（第二条）、外島に川除（水制工）を行うことや、川端からみだりに水制のための突き出しを行うこと、の禁止（第三条）、外島に生えている竹木等の掘り捨ての強制と、外島に葎の根を植えたり、さし木をしたりすることの禁止（第四条）、外島に小堤を廻らすこと、の禁止（第五条）を定めたものである。第二条以外は、すべて堤外地に関わる内容となっているが、要は円滑な水行を妨げる原因を作り出さないよう命じたもので、貞享期畿内河川整備事業の目的にも沿ったものとなっている。

貞享期畿内河川整備事業によって、堤外地のうち、それまで葎場であったところが葎の刈り捨てを強制され、荒場となったが、このような事例は各地で確認されている。流作場については、石川の堤外地にあった河内国古市郡新町村の流作場が貞享元年に荒場化を命じられた例^⑨があるが、貞享期畿内河川整備事業によって、同様の措置が施され

た例がどの程度あったのかは不明である。しかし、少なくとも事業終了後は、新規の流作が禁止されたことは間違いないだろう。

この厳しい堤外地政策は、間もなく後退の兆しを見せ始める。元禄六年（一六九三）、大坂町奉行が、江戸で老中たちに水行の妨げにならない流作・新開・切畑等の容認を願い、それが認められたのである。幕府中央は積極的に流作を認めただけではなかったが、これは堤外地政策史上における重要な画期となった。

その後、元禄十一年から同十二年にかけ、河村瑞賢らによる畿内河川整備事業（元禄期畿内河川整備事業）が行われた。この事業の目的は、貞享期畿内河川整備事業と同じく、大坂の保全と経済発展を図りつつ、円滑な水行の妨げとなる諸原因をできるだけ取り除こうとするものであったが、川筋の新田開発を積極的に行ったことが貞享期の場合と大きく異なる点である。京都では、元禄十一年四月に、京都町奉行が淀川・大和川筋の新田開発の請負人を募る町触を出している。また、同年、貞享期畿内河川整備事業の中で、淀川筋の葭島の葭刈り捨て、すなわち荒場化を強制された摂津国嶋上郡高浜村の百姓たちが、もしこの荒場が開発されることになった場合は、自分たちに開発権を与えてほしいと、荒場を支配する幕府代官に願っている。高浜村は淀川右岸沿いに位置する村である。

さらに、宝永五年（一七〇八）には、幕府中央から臨時御用を命じられた大坂町奉行が同奉行管下諸河川の見分を行い、堤外地の開発を進めている。前述の高浜村の葭島も、結局元禄十一年段階には開発さ

れることなく、引き続き荒場となっていたのであるが、このとき、一部について新田開発が行われた。

このように、元禄六年の流作の部分的容認を契機に、幕府は積極的な堤外地開発に政策を転換させたのである。ただし、「流作堅御停止之事」とする川筋仕置高札（史料1）の文面が変更されたわけではなく、貞享期堤外地政策の趣旨は、建前的には生き続けていた。堤外地の開発は、あくまでも水行の妨げにならないことを前提に進められたのであった。

その後、享保二年（一七一七）夏の勘定奉行伊勢貞勅および目付稲生正武らの上方川筋見分を経て、同年秋から翌三年春にかけ、稲生らによる淀川・木津川・大和川などの川筋普請が実施された。普請が終盤に差しかった同三年二月、幕府中央はきわめて厳しい堤外地政策を打ち出す。それは、堤外地における流作（ここでいう流作とは堤外地に存在する全ての田畑の作付のことを指す）の全面的禁止と、堤外地にある茶園・蜜柑畑や竹木・柳等の取払いを含むものであった。しかし、堤外地には広範囲にわたって作付が行われており、また草木も生えていた。この二つの措置があまりにも非現実的であるのは明らかであった。そのため、同年八月、幕府はこれらの措置を撤回するにいたる。同月六日付で老中四名が堺奉行浅野長恒に与えた老中奉書¹⁰には、「此度強而川筋之障りに可成所斗古田・新田ともに作不為致、其外者只今迄之通作為致、田地之困ひにいたし候草木者堅制当仕候迄にて差置可然候、是非川筋障りに可成所斗致吟味、委細相伺可申候」と

ある。水行の障害にならない限りで作付を行うこと、田地の囲いを目的としない限りで草木を生やすことは、いずれも容認されたのである。

このような堤外地政策の極端な振幅は、享保改革期初期における幕政の試行錯誤の一事例といつてよいが、幕府が元禄六年以来の開発を前提にした堤外地政策に基づく堤外地の現実の姿を老中奉書という形で容認したことは、注目しておく必要がある。

以上、貞享期畿内河川整備事業以後享保三年までの幕府堤外地政策の変遷を概観した。一時期、方針の大きな揺れはあったものの、堤外地政策は、確実に開発を前提としたものに変化していったのである。このあと同七年春まで、堤外地政策の変化は認められない。したがって、同七年三月に始まる玉虫左兵衛の堤外地開発事業直前の堤外地政策を整理しておく、(イ)円滑な水行を妨げる諸原因を排除するという川筋仕置高札の趣旨は、建前的には生き続けており、堤外地における流作や、堤外地に草木を生やすことは原則的には禁止されていた、(ロ)しかし、実際には、水行の障害にならない開発や作付は認められており、また、田地を囲うことを目的としない限り、草木を生やすことも容認されていた、ということになる。

二 玉虫左兵衛による堤外地開発事業―神崎川附洲開発を例に―

大坂町奉行所で作成された「川筋大意」のうちの「淀川・神崎川・

中津川筋外嶋之事」という項に、次のような記述がある。

【史料2】

一 御料之外嶋并私領先之外嶋作付之義ハ、享保七寅年玉虫左兵衛請込、吟味可仕旨被 仰出、左兵衛相改、作付之儀奉行所へ相達候二付、百姓召出相尋、遮而無障場所者左兵衛可被相窺旨申遣候、作付二成候節者、流作之証文取之、左兵衛可写差越候事

「左兵衛可被相窺旨」とある部分の、玉虫が何う相手が誰かということが問題となるが、ここではとりあえず勘定所と理解しておく。この記述から、以下のようなことがあったと考えられる。すなわち、享保七年（一七二二）、玉虫左兵衛が幕領の外嶋や私領の地先に存在する外嶋の作付について、責任をもって吟味するよう命じられた。玉虫は現地を調査し、作付が可能な地を大坂町奉行所に報告した。報告を受けた奉行所は、関係の百姓を召し出して質問し、開発しても特に支障がないかどうかを確認した。奉行所は玉虫に対し、奉行所が開発しても支障がないと判断した土地については、玉虫から勘定所に開発の是非を何うよう指示した。勘定所の許可があり、いよいよ開発することになった土地については、玉虫が百姓から流作証文をとり、その写を大坂町奉行所に提出した。

玉虫左兵衛（茂嘉）は、京都代官小堀仁右衛門正憲の次男で、玉虫家の養子となり、同家を継いだ人物である。小姓組であった享保四年

七月に、京都代官を継いでいた兄小堀仁右衛門克敬が死去した。ところが、克敬の子仁右衛門惟貞が幼かったため、惟貞に代わって京都代官となり、同十四年九月まで務めた。玉虫が堤外地開発の任務を帯びたのは、京都代官在職中のことである。

玉虫がなぜ堤外地開発御用を命じられたのかについては知るところがないが、京都代官が山城国の大川筋を支配し、河川行政に長けていたこと⁽¹³⁾と無関係ではないだろう。

さて、現地に残る史料から、玉虫による堤外地開発事業の経緯を具体的に明らかにしてみよう。ここでは、神崎川沿いの摂津国豊嶋郡洲到止村中井達夫家に残された史料⁽¹⁴⁾を用い、同川の附洲開発の過程を追ってみた。享保七年三月十六日、玉虫左兵衛とその手代（山田茂助、林源五右衛門、武富新八郎）が、それぞれ次のような触を出している。

【史料3】

(A)

今度城苅・撰河筋大川表御料・私領堤外附洲之分、流作御免被仰付候間、場所吟味之上開発可申付旨被仰出、右為御用我等追付相廻り候間、村々川表附洲之分絵図二記置可申候、尤相廻り候節、庄屋・年寄罷出致案内、開発願之趣書付、見分之節可差出候、此廻状急願々相廻し、留り村々可相返者也

三月十六日

玉虫左兵衛

(B)

堤外開発願之村方^{茂有之候者}、杭木致用意置可被申候、泊り之儀者何方二成共勝手次第止宿可被申候間、左様相心得、前日泊り之村方へ庄や・年寄之内吉兩人罷越、可被聞合候、日限之儀者追可申遣候、以上

三月十六日

玉虫左兵衛内

山田茂助

林源五右衛門

武富新八郎

この触と同文のものが、摂津国嶋上郡高浜村西田家文書中の享保七年「葭嶋・川中嶋諸事覚」⁽¹⁶⁾、および河内国志紀郡小山村小泉家文書中の享保五年十二月〜同七年十二月小山村「御触状之写」⁽¹⁷⁾に、それぞれ収められている。前述のように、高浜村は淀川右岸沿いの村である。

一方、小山村は大和川左岸沿いに位置している。前者に収められたものは、史料3と同じく三月十六日付、後者に収められたものは三月二十四日付である。触はまず淀川・神崎川沿岸村々に出され、数日おいて大和川沿岸村々に出されたことになる。

玉虫の触^(A)から、山城・摂津・河内三カ国の大川の堤外地の附洲について流作が認められることになり、玉虫が開発に適した地を吟味した上で開発を申し付けるよう幕府から命じられたことがわかる。触では、追って現地の見分を行うので、各村は附洲の絵図を作成しておくこと、見分時に、庄屋・年寄は案内をするとともに、開発願書を提出

することを命じている。同日に出された玉虫の手代の触(B)では、開発を希望する村は杭木を用意するよう命じている。

山城・摂津・河内三カ国の大川とは、この年に発足した国役普請制度において普請対象河川とされた宇治川・木津川・桂川・淀川・神崎川・中津川・大和川・石川のことである⁽¹⁸⁾。なお、開発対象地について、(A)では「堤外附洲之分」となっているが、(B)では単に「堤外」とあるにすぎない。当然両者は同じものを指しているから、ここで想定されている開発対象地は、堤外地のうちの附洲に限定されるのではなく、堤外地全体としてよいだろう。実際、第三章で見ると、高浜村では、玉虫の触を受けて「此度淀川表萱芝井二置洲共二開発可被為仰付候段触状奉拜見仕候」と応じている(後掲史料⁹)。Aの「堤外附洲之分」は、幕閣から指示を受けた玉虫が、指示の文言中の表現をそのまま使用したものである⁽¹⁹⁾。

さて、同月二十三日付の山田・林・武富の触には、「先達而申触候通、流作開発場為御見分左兵衛殿来ル廿七日京都出立、其村々被相廻候間」とあり、玉虫は三月二十七日に京都を出立し、川筋見分を行うことになっていた。高浜村の「葭嶋・川中嶋諸事覚」には「廿八日玉虫佐兵衛様御見分」とあるので、神崎川筋の見分はその一〜二日後だったのだろう。次に掲げる史料は、同月に摂津国豊嶋郡庄本村・洲到止村・菰江村の庄屋・年寄が玉虫に提出した書付である。

【史料4】

乍恐書付ヲ以御願申上候

一 今度大川表御料・私領堤外附洲之分、流作御赦免被仰付可被下候旨御触状奉拜見難有奉存候、私共村々葭苅捨荒場并附洲共三ヶ所、貞享三寅之年御用地二被召上候場二而御座候、今度開発奉願上候、尤間敷之儀委細絵図二相記、差上ケ申候、右之場所流作被為、仰付被下候八、難有可奉存候、以上

享保七年寅三月

(庄本村庄屋、同村年寄(二名)、洲到止村庄屋、同村年寄、菰江村庄屋、同村年寄の名前

略)

玉虫左兵衛様

これによれば、庄本・洲到止・菰江の三カ村は、先の玉虫らの触(史料3の(A)と(B))を受け、貞享三年(一六八六)以来葭刈り捨てを強制され荒場となっていた土地と附洲、計三カ所を開発し、流作場とすることを玉虫に願ったことがわかる。この三カ所の土地は、貞享期畿内河川整備事業の中で、治水上の観点から御用地として幕府に召上げられていたものである。

三カ村は、この書付を玉虫に提出するにあたり、大坂町奉行に対して、「川筋流作開発二可成場所御見分有之二付、委細絵図二相記シ差上ケ可申之旨玉虫左兵衛様々被仰触承知仕候、依之私共村々神崎川表二而貞享三寅之年葭地苅捨二被仰付候場所并附洲流作二玉虫左兵衛様江御願申上度奉存、乍恐書付ヲ以御断申上候、以上」と記した書付を提出している。書付の日付は三月二十九日となっているので、先の玉

虫宛の書付（史料4）も、同日かその翌日あたりに提出されたのであろう。それはともかく、前述のように、神崎川は淀川その他の諸河川と同様、大坂町奉行の管轄下にあつたため、流作場の開発を行う場合にはこのような手続きが必要だったのである。

さきに見た「川筋大意」の記事（史料2）には、見分を行った玉虫が、作付のことについて大坂町奉行所に報告し、その後奉行所は百姓を召し出して尋ねたとあつた。前者に関する史料は見出していないが、後者については関連史料²²⁾があるので紹介しておこう。四月二十三日に大坂町奉行所が発給したものである。

【史料5】

今度玉虫左兵衛方江願之候流作場、土取場、牛飼場、軽く野絵図二記、此村之分斗、来ル廿六日四ツ時^{（大坂町奉行北条氏英）}安房守番所江持参可申候、此触状も村次相廻シ、触留之村より其節持出可申候、以上

寅四月廿三日

大坂番所

別府村

味舌村

吉志部村

吹田村

菰江村

洲到止村

佃村

右村々庄屋・年寄

宛名の別府村以下七カ村は、すべて神崎川沿岸の村々である。この文書は、七カ村に対し、開発希望の流作場、土取場、牛飼場を描いた野絵図を大坂西町奉行所（当時の西町奉行は北条氏英）に提出するよう命じたものであるが、「今度玉虫左兵衛方江願之候」とあるように、これらの村々は、見分に來た玉虫に流作場開発を願った村々である。すでに玉虫から開発対象地についての報告を受けていた町奉行所は、野絵図を持参した七カ村の村役人に対し、治水上の観点からさまざまな質問を行ったのであろう。

なお、七カ村のうちの別府村は、淀川から神崎川が分岐する地点に近い村、佃村は神崎川流末の河口近くの村である。つまり、七カ村は神崎川附洲の開発を願ったすべての村ということになる。大坂町奉行所は川筋ごとに開発希望村々のグループを作り、奉行所に野絵図を持参するよう命じたと考えられる。

また、流作場のみならず、土取場および牛飼場の野絵図の持参も求められているのは、附洲等を流作場として開発することによって、堤防修復用の土の採取場や牛飼場がなくなったり減少したりする可能性があつたためだろう。大坂町奉行所は、開発後もそれらの代替地が確保されているかどうか確認したものと思われる。

このようにして大坂町奉行所の承認を得たあとは、前述のように、玉虫が勘定所²³⁾に開発候補地について報告し、その許可を得たものとみられる。勘定所の許可がおりたあと、史料2に「作付二成候節者、流作之証文取之」とあるように、玉虫は開発を希望する村から流作証文

をとった。同年十一月二日、洲到止村庄屋・年寄は、開発にあたり、玉虫に次のような一札を提出している。

【史料6】

さぎ嶋願書 差上ケ申一札之事

一 神崎川筋洲到止村堤外高外附洲、此度願之通、村方流作被仰付難有御請仕候、然上八地面之俣⁽²³⁾而開発仕、鍬下御年賦御定之通、急度御年貢上納可仕候、勿論、流作之義ニ御座候得者、地上ケ或ハ水除之ためかき上ケ堤又ハ杭柵等其外川中江出張^候之義、一切仕間敷候、若相背、水行之障り罷成候新規之儀仕候^候ハ、如何様之曲事ニモ可被仰付候、為後日証文差上申所仍而如件

享保七年寅十一月二日

大嶋采女殿知行所撰州

豊嶋郡洲到止村庄や

彦左衛門

同村年寄

喜兵衛

玉虫左兵衛様

まず、開発の対象となっている附洲が「さぎ嶋」といわれる地であつたことを確認しておきたい。洲到止村はこの一札で、(1)「地面之俣」、すなわち土地の現状を維持したまま開発する、(2)所定の鍬下年季を経たあと、必ず年貢を上納する、(3)「地上ケ」、すなわち覆土を行ったり、水害防止のための掻上げ堤を築造したり、川中に杭柵など

の水制を設置したりしない、(4)水行の障害になるような新規の行いをした場合、どのようなお咎めも受ける、の諸点を誓っている。(1)を誓っているのは、「地面之俣」という原則に違反する行為が行われる可能性があつたためであるが、それは、具体的には、周囲を埋め立てて開発面積を拡大したり、(3)の「地上ケ」を行つたりすることなどを指すのだろう。

洲到止村は、同日付でさらにもう一通の一札⁽²⁴⁾を玉虫に提出している。

【史料7】

差上申一札之事

一 当村堤外流作場九反五畝式拾歩之所、地頭方差構無御座候二付、先達而御見分被成被下、高外附洲之義ニ御座候故、地代金差上可申旨被仰渡候二付、地代金言反歩二付金言両言歩差上可申旨御願申上候処、外売人分願茂御座候間、相増候様二段被仰渡候二付、外売人並言反二付金言両言歩ツ、差上可申旨追而御願申上候処、御聞届、村方へ被仰付難有奉存候、鍬下之義、当寅年分辰年迄三ヶ年御赦免、翌巳年分奉請御見分、御年貢上納可仕候、為其一札差上候所如件

享保七年寅十一月二日

大嶋采女殿知行所撰州豊嶋郡

洲到止村庄や

彦左衛門

同村年寄

喜兵衛

同村頭百姓

八左衛門

同村同断

 太右衛門
 ~~~~~  
 ~~~~~  
 ~~~~~

玉虫左兵衛様

史料7から、(1)玉虫は洲到止村に対し、開発対象地の附洲(字名は「さぎ嶋」で、面積は九反五畝二〇歩)は高に結ばれない土地であるので、地代金を上納するよう命じた、(2)洲到止村は、一反につき金一両の割で地代金を上納することを玉虫に願ったが、玉虫は、他に開発を希望する商人がいるとして、地代金を増やすよう命じた、(3)洲到止村は、開発希望商人が提示している金額である一反あたり一両一分を上納することにしたところ、許可され、村方に開発が仰せ付けられた、(4)歛下年季は享保七年から同九年までの三年とし、同十年に見分を受けた上で、同年から年貢を上納することになった、の諸点を知ることができる。

史料6と史料7は、いずれも日付・宛名が同一の一札であるが、右に見たように、前者が、主に当該の土地を開発するにあたっては、治水上問題を引き起こすことがないようすることを誓ったものであるのに対し、後者は、地代金の納入や、三年間の歛下年季が明けたあとの年貢納入について誓ったものである。「川筋大意」には、玉虫が百姓から「流作之証文」をとり、その写を大坂町奉行所に差し出したと

あつたが(史料2)、史料6がその「流作之証文」にあたるものと考えてよいだろう。

以上、神崎川筋に形成されていた洲到止村の附洲(字「さぎ嶋」)を例に、これまで知られていなかった享保七年における玉虫左兵衛の山城・摂津・河内大河川附洲開発事業の具体的経緯を明らかにした。「場所吟味之上開発可申付」きこと(史料3の(A))が任務であった玉虫は、見分によって開発適地を選定し、沿岸村々の開発意欲をできるだけ引き出すよう努めた。しかし、附洲等の開発は、治水上の観点よりすれば大きな問題をはらむものであり、河川管理機関である大坂町奉行所によるチェックが行われた。享保七年の堤外地開発事業は、治水問題に一定の配慮をしつつ、玉虫と大坂町奉行所との連携によって進められたといつてよい。

### 三 玉虫による堤外地開発事業の位置づけ

本章では、前章での分析をふまえ、享保七年(一七二二)の玉虫左兵衛による堤外地開発事業が、以後の堤外地開発のあり方にどのような影響を与えたのか、またこの事業は幕府上方堤外地政策史上どのように位置づけられるのかについて検討する。

#### (1) 「流作御免」の歴史的意義

玉虫の事業の前提となったのは、幕府が打ち出した「流作御免」

(史料3の(A))であるが、その意義について、まず確認しておきたい。

第一章で述べたように、玉虫の堤外地開発事業が行われる以前の段階においては、水行の障害にならない開発や作付は事実上認められており、堤外地の開発は進行しつつあった。しかし、一方で、「流作堅御停止之事」(史料1)と記された川筋仕置高札は、そのままの文言で相変わらず川筋に立てられており、建前としては流作は禁止されていた。

そのような中で、幕府中央がはじめて公式に流作を認めたのである。それだけではなく、玉虫を見分に遣わし、自ら率先して堤外地の開発に乗り出したのであった。「城筋・摂河筋大川表御料・私領堤外附洲之分」(史料3の(A))とあるように、対象河川が山城・摂津・河内の大川川に限定されているものの、「流作御免」は上方堤外地政策史上画期的というべきものであった。

では、公に「流作御免」となったことで、堤外地開発は実質的にどのような変化をこうむったのだろうか。繰り返しになるが、これ以前も村々は流作願いを出し、水行に支障がない場合は認められていた。従って、玉虫が強制的に堤外地開発を行わせたのでなければ、実際にはそれ以前とあまり状況は変わらなかった可能性もある。

まず、玉虫が強制的に堤外地開発を行わせることがあったのかどうか確認しておこう。玉虫や玉虫の手代の触(史料3の(A)と(B))に見る限り、玉虫の姿勢は開発を強制するというものではなく、あくまでも

川筋村々の開発希望を引き出すというものであった。もっとも、玉虫は見分を行う中で、関係の村々に開発を勧めることはあったようである。次の史料は、神崎川の川中に存在する摂津国豊嶋郡小曾根郷七カ村の置洲に関するものである。置洲は附洲と実質的には変わらないものである。

#### 【史料8】

同川筋  
一川中置洲

長七拾間  
横平均拾一間

右置洲之儀、享保七寅ノ三月京都御代官玉虫佐兵衛様ノ開発可被仰付旨被仰渡、則置洲御見分有之候処、開発二成候而八御国役堤御普請土取場并二郷内村々牛馬養草場又八肥シ類無之、難儀仕候段御願申上候処、御聞届之上下地之通草場二被差置候、間数右之通玉虫様江書上ル、(略)

小曾根郷は、見分に来た玉虫に対し、置洲が開発されると、国役堤普請の土取場や郷内村々の牧草地、また草肥類が確保できなくなることになり、難儀すると述べたところ、聞き届けられ、もとの草場のまま差し置かれたというのである。これは、玉虫が見分の際、関係の村々に開発を勧めたことを物語るものである。ただし、それは強制力を伴うものではなかった。村々が開発に同意しない場合は、その意向が尊重された。

では、玉虫の事業によっても、堤外地の開発状況はあまり変わらなかったのだろうか。ここで、再度史料4に注目してみよう。庄本村・

洲到止村・孤江村が開発許可を願ったのは、貞享期畿内河川整備事業の中で、治水上の観点から御用地として召し上げられた土地であった。この土地は「葭苅捨荒場并附洲共三ヶ所」であるが、具体的には、貞享三年（一六八六）以前は葭場で、この年以降、葭刈り捨てを強制され、荒場となっていたところと附洲である。いずれも、同年以降は村々が手をつけることができなくなっていた土地である。

これによく似た例が他にも確認できる。次の史料は、享保七年三月に、摂津国嶋上郡高浜村が玉虫に差し出した口上書である。当時、高浜村は、旗本鈴木清蔵および同鈴木治左衛門の相給村であった。

【史料9】

乍恐口上書を以御願申上候

一此度淀川表萱芝并二置洲共二開発可被為 仰付候段御触状奉拜見仕候、高浜村之儀者往古今葭小物成場二而、貞享式五年迄御上納仕来候処、翌寅年今葭捨場二被為 仰付、只今迄御断申上来候、(略)乍恐御慈悲之上小物成場之荒地、川中嶋共二当村領之分相心之地代金差上ケ可申候間、古来今所持之百姓共二開発被為仰付下候者、有難奉存候、以上  
 鈴木清蔵殿知行  
 享保七寅年三月

摂津嶋上郡高浜村庄屋

半右衛門(印)

同治左衛門殿知行

同村庄屋

源兵衛(印)  
 年寄  
 源左衛門(印)

玉虫(左)佐兵衛様

高浜村の葭場については、第一章でも少し触れたところである。貞享期畿内河川整備事業の中で、刈り捨て(＝荒場化)を強制されたこと、元禄期畿内河川整備事業に際し、同村の百姓たちが、その土地が開発されることになった場合は自分たちが開発権を与えてほしいと願ったが、そのときは認められなかったこと、宝永五年(一七〇八)の大坂町奉行による川筋開発事業で、この土地の一部が開発の対象となったことを紹介した。

史料9によれば、高浜村は、玉虫の触に依じて「小物成場之荒地」と「川中嶋」を開発したいと玉虫に願っている。「小物成場之荒地」とは、宝永五年段階で開発し残した土地のことを指すのだろう。高浜村は、「相心之地代金」を出すことを条件に、その土地に新たに淀川の中に存在する島を加え、開発しようと目論んだのである。なお、同村としては、「淀川表萱芝并二置洲共二」の「萱芝」を「小物成場之荒地」に、また「置洲」を「川中嶋」に対応させているものと思われる。

洲到止村の神崎川筋附洲開発願いは、史料6に「神崎川筋洲到止村堤外高外附洲、此度願之通、村方流作被仰付難有御請仕候」とあるように、認められることになった。同様に、高浜村の淀川筋元葭場開発

願いも許可された。おそらく、玉虫の見分までは、幕府自身が実施する川筋開発事業を除き、このような土地は、村が開発願いを出しても実際には却下されることが多かったであろう。御用地となつていゝ場合は、そもそも開発願いを出すことは考えられなかつたと思われる。「流作御免」という政策転換は、貞享期堤外地政策により、治水上の観点から荒場状態を維持することを強制されていた土地が封印を解かれ、開発の対象に加えられたという点で重視する必要がある。

(2) 開発をめぐる地元村々と都市土木業者

史料7および史料9で見たとよ様に、玉虫の堤外地開発事業では、土地開発者は玉虫に地代金を上納する義務があつた。洲到止村の附洲開発の例(史料7)では、当初同村は、一反あたり金一両の地代金上納を玉虫に願つたが、玉虫から、他に開発を希望する商人がいるとして、地代金の増額を命じられ、結果的には、商人の提示額と同額の一反あたり一両一分を上納することで開発を許可された。

この事例は、開発をめぐつて、地元村と、地元とは直接関係のない商人とが競合状態にあつたことを示している。最終的には、洲到止村が一反あたり地代金を金一両一分に引き上げたために、同村が開発権を得たのであるが、開発権が商人の手に渡る可能性は大にあつたのである。

同じような例は、大和川筋の附洲開発においても確認できる。次の史料は、河内国丹北郡城連寺村の年未詳「城連寺邨記録 坤」中の記

述である。

【史料10】

享保七寅年三月、大和川中附洲開発流作可被仰付由にて、玉虫左兵衛様川筋御見分、四月六日絵圖二御記、町歩大縄にて御被成候、即四月六日太田作左衛門宅御泊り

右御見分後村々江被仰出候八、流作場地代金壹反歩二付何ほとと入札仕候様被仰渡、川筋寄会、村々入札仕差上申候、当村にて八壹反歩金一両と書付申候、然処、万屋善兵衛川筋不残入札仕候(中略)

右之通、万屋善兵衛、地代金差上御請負申上候様願上候二付、九月十六日村々江召出被仰渡候、依之東瓜破村道場にて川筋寄会、一先善兵衛為持候八、難義可致と相談決候処、川辺・太田村請可致と申、相談申立被申候二付、無是非村請相成申候、然処、当村夥敷義方々へ頼参候へ共、地代高直故取附人無候処、中喜連村伝右衛門弟大坂にていつみ屋彦左衛門と申者御請可申と被申、仍之三丁三反歩西にて村方へ請、東にて式町六反壹畝廿一步彦左衛門へ遣し申候、即玉虫左兵衛様へ寅十月廿一日御請申上断申上候処、証文御取被成候

流作 三丁三反歩、壹反 三両三歩、拾匁ツ、  
金百廿三両三歩、銀三百三拾匁

鎌下寅今已迄四ヶ年被仰付候、

然共卯春開、三ヶ年御免成申候

右願書并証文・絵図等 享保七寅年大和川 袋有之  
筋流作一件と云

この史料から、以下のことが知られる。

玉虫が大和川の中に存在する附洲を見分し、四月六日、開発対象地とその大縄町歩（開発後に作られる水路や道路などの面積を除いた実質的な耕作地の面積）を記した絵図を作成した。絵図作成にあたっては、当然、玉虫の触（史料3の(A)）に応じて川筋村々から提出された附洲の絵図が参考にされたであろう。見分後、玉虫は村々に対して、一反あたりの地代金額を入札しよう命じた。村々は相談の上、それぞれ入札を行った。城連寺村の入札額は金一両であった。

これに対し、万屋善兵衛が全ての附洲について入札を行った。史料の略した部分には、川筋各村が抱える附洲の開発対象地の面積と、万屋の入札額が記されている。表は、その内容をまとめたものである。ただし、史料の中略部分のうちには一部落札者決定後の情報が含まれている。すなわち、表のうち、⑨の城連寺村請所と伝右衛門請所の区別、および⑬⑭が、それに該当する。

万屋の入札額は、九月十六日に玉虫から村々に伝えられた。村々は、大和川右岸の東瓜破村（河内国丹北郡）で寄合をもち、まずは、万屋が落札すると難儀を招くことになるとの認識で一致した。そこで川辺村と太田村が村請による開発を主張し、村請と決定したが、開発対象地の面積が大きかった城連寺村は、思うように開発者を得ることが出来なかった。

そのような中、中喜連村（摂津国住吉郡に属し、東瓜破村の北側に位置する）の伝右衛門の弟で大坂に居住するいつみ屋（和泉屋）彦左衛門が開発の請負人として名乗り出た。城連寺村が伝右衛門に依頼した結果である。城連寺村では、同村の附洲のうち西側三町三反を村請分に、また東側二町六反一畝二歩をいつみ屋彦左衛門請負分とすることとし、十月二十一日、玉虫にその旨を願い出た。玉虫はそれを許可し、城連寺村から証文をとった。<sup>25</sup>

万屋は、寛保三年（一七四三）の城連寺村「村方盛衰帳」に「流作場享保七寅年玉虫左兵衛様御見分上、開発被仰付候、大坂町人分一反二付金三両三分、銀拾匁と入札仕申候、右之通二て請負候へ八村方へ可被下由被仰候」とあるように、大坂町人であった。

玉虫がどのようにして、またどの範囲の土木業者に対して入札を募ったのかは不明である。なお、管見の限りでは、大坂町奉行が摂津・河内の村々や大坂市中に対して入札触を出した形跡はない。

ともあれ、神崎川筋附洲開発の例と同じく、大和川筋附洲開発においても、開発権をめぐる、地元（村々）と、地元とは無関係の都市の土木業者とが競合状態にあったが、地元（村々）が地代金額を土木業者の提示した額に引き上げることで開発権を得たのであった。しかしながら都市の土木業者と競合する場合、地元（村々）は資本力の点で劣っており、不利な立場にあった。表にあるように、城連寺村の附洲の東側部分の開発者は近村の中喜連村の百姓伝右衛門であるが、それは名目上のことで、実際に地代金を負担したのは伝右衛

表 享保7年(1722)の大和川附洲開発地代金

| 附洲所属村      | 反別                   | 1反あたり地代金    |
|------------|----------------------|-------------|
| ① 川辺村      | 2町                   | 金3両1分       |
| ② 太田村      | 1町8反                 | 金3分、銀5匁     |
| ③ 津堂村      | 5反12歩                | 金3分、銀5匁     |
| ④ 若林村      | 2町2反16歩              | 金3分、銀5匁     |
| ⑤ 大堀村      | 2町8反5畝               | 金3両1分、銀7匁5分 |
| ⑥ 長原村      | 7反1畝8歩               | 金3両         |
| ⑦ 別所村      | 1町1反7畝15歩            | 金3両1分       |
| ⑧ 東瓜破村     | 5町4反3畝25歩            | 金2両2分、銀10匁  |
| ⑨ 城連寺村     | 城連寺村請所<br>3町3反       | 金3両3分、銀10匁  |
|            | 伝右衛門請所<br>2町6反1畝21歩  | 金3両3分、銀10匁  |
| ⑩ 油上村・芝村   | 1町8反                 | 金3両3分、銀10匁  |
| ⑪ 枯木村      | 4町6反3畝10歩            | 金3両3分、銀10匁  |
| ⑫ 我孫子村     | 2町8反10歩              | 金2分2朱       |
| ⑬ 庭井村      | 4町4反7畝23歩            | 金2両3分、銀10匁  |
| ⑭ 杉本村      | 4町2反6畝20歩            | 金2分2朱       |
| ⑮ 北花田村・船堂村 | 1町4反7畝14歩            | 金2分2朱       |
| ⑯ (後請分)    | 2反2畝13歩<br>(万屋善兵衛請所) |             |
| ⑰ (後請分)    | (反別記載なし、浅香山請所)       |             |
| 反別合計       | 45町2反8畝25歩           |             |

(注) 年未詳「城連寺村記録 坤」(松原市史編さん委員会編『松原市史』第五巻史料編3〔松原市役所、1976年〕152~153頁)による。反別合計45町2反8畝25歩は史料の記載による。なお、反別記載のない浅香山請所を除く反別合計は、計算上では42町2反8畝7歩となる。

虫の基本姿勢について確認しておきたい。これまで検討してきたことから、玉虫の堤外地開発事業においては、開発はなるべく地元に行わせようとする意図が働いていたことは明らかであろう。都市土木業者の地代金入札額が地元村のそれよりも高額である場合は、地代金が同額になるよう地元村に入札額の引き上げを勧め、地元村がそれを受け入れれば、地元村に開発権を与えたのである。開発に際しての地元優先主義は、管見の限り、元禄期畿内河川整備事業の一環として実施された堤外地開発や、宝永五年の大坂町奉行による堤外地開発事業には確認できず、玉虫の堤外地開発事業独自の特徴として指摘できる<sup>(30)</sup>。

幕府が地元優先主義をとったのは、地

門の弟のいつみ屋(和泉屋)彦左衛門であった。彦左衛門は大坂の土木業者であり、万屋と同じような存在である。城連寺村は、ともかくも村請および近村の百姓請という形をとったが、実際には都市土木業者に頼らざるを得なかったのである。

以上、入札をめぐる地元村(村々)の動きを見てきたが、ここで玉

元の利益を優先させようとしたことのほか、開発が地元とは無縁の都市土木業者の手によって行われることにより、地域における河川管理がおろそかになり、治水上好ましくない事態が生じることを懸念したからと思われる。城連寺村「村方盛衰帳」は、先の引用部分に続け

て、「然共大和川両堤毎度御普請所出水之大事故、自普請二も平生危

場所八心懸仕候事も御座候、川中町人二支配させ候而八、其度二何かと申分之元と成申候段相考、中喜連村伝右衛門(申附)と百姓相頼、半分通遣、村方へ引請仕申候」と記している。堤外地の支配を町人に委ねると、これまで地元村々が日常的に自普請によって行っていた国役堤の保全措置などをめぐって、町人が何らかの主張を行ったりする可能性がある、地元村は考えていたのである。これは都市土木業者が開発を行うことに対する地元村の懸念であるが、幕府も同様の懸念を抱いていたと考えてよいだろう。

しかしながら、地元優先主義は採用されたものの、都市土木業者も参入する入札方式は、地元村に大きな負担を強いることになった。都市土木業者の参入により、たいいていの場合、地元村は地代金入札額を引き上げねばならなかったからである。洲到止村の場合は、一反あたり金一両を金一両一分に引き上げたにとどまったが、城連寺村の場合は、金一両から金三両三分および銀一〇匁へという大幅な引き上げとなった。ここで史料10の「川辺・太田村請可致と申、相談申立被申候二付、無是非村請相成申候」という記述に注目したい。万屋の入札に對して、川辺村と太田村が村請を主張したため、やむなく村請となったというのである。城連寺村としては、必ずしも村請にはこだわっておらず、万屋が落札してもよいと考えていたようである。これは、先に見た城連寺村「村方盛衰帳」の記述と矛盾するように見えるが、万屋を忌避したとする「村方盛衰帳」の記述は、川辺村と太田村の主導により形成された川筋村々の総意について述べたものである。川筋

村々の総意という強制力に縛られ、城連寺村は心ならずも地代金の引き上げに応じたと思われる。

## おわりに

享保七年（一七二二）、京都代官玉虫左兵衛によって行われた山城・摂津・河内の大河川の堤外地開発事業は、「流作御免」という幕府上方堤外地政策の転換を受けて行われたものであった。建前とはいえ、それまで禁止されていた流作を公に認めるとともに、玉虫自らが開発適地を求めて川筋見分をしたことの意義は大きい。玉虫の見分際し、多くの村々が堤外地の開発を希望した。治水上の観点から、貞享期畿内河川整備事業以来荒場状態を維持させられていた土地も、このとき封印を解かれた。この事業によって、どれくらいの流作場が新たに誕生したか不明であるが、玉虫の事業によって流作場が出来たことを記した村明細帳類が各地に残されており、この年、堤外地開発が盛んに行われたことは間違いない。<sup>31)</sup>

しかし、過度の堤外地開発は、水行滞りという問題を生じさせることになる。もちろん、幕府もその点は承知しており、玉虫は水行の妨げにならないという条件で開発希望を認めた。大坂町奉行も、関係百姓を呼び出して質問を行ったり、玉虫宛に水行の妨げになる行為をしないことを誓った流作証文を入れさせたりするなど、河川管理者として、治水上の観点に立った諸措置を行っている。

また、玉虫の事業では、地代金を入札させることによって開発者を決定したが、その際、入札額が同じであれば地元村が落札するようにした。この地元優先主義は、地元村の利益を第一にすることのほか、治水上の観点からの配慮によるものと考えられる。地元とは無縁の都市土木業者が開発権を得ることにより、日常的・地域的な河川管理が後退することを懸念したのである。

しかしながら、これらの治水上の配慮にもかかわらず、「流作御免」は治水環境を悪化させることになった。ここで、「川筋大意」の記述<sup>32</sup>を見ておこう。次に掲げる史料11は、史料2に続く部分である。

### 【史料11】

一 (略)

右外嶋流作場、尤水除之杭しからミ并廻シ堤・玉縁等者停止之事二候得共、作付二成候時者地面増長八いたし候得共、欠減候方者すくなく、其上年々肥等致候故地面も高ク成候付、川幅セまり申道理二而、洪水之節者水あふれ申筋二候故、従前々御停止之事情、近年者水行宜成候付、流作被 仰付候由二候得共、川筋之為二者不宜筋二候故、奉行所二而者今以不好方二候事

流作場は、作付時になると面積が増え、また、年々肥料を施すので地面も高くなる、その結果、川幅が狭くなり、洪水時に水があふれることになる、これが、そもそも流作を禁止してきた理由である、といふのである。「流作御免」によって、水害の危険性が増大することになったのである。

史料末尾の「奉行所二而者今以不好方二候事」にも注目しておきたい。大坂町奉行所で「川筋大意」が作成されたのは、玉虫の事業から二〇年ほどたった寛保期と考えられるが、その時点でも、河川管理に責任をもつ同奉行所は幕府中央の方針には批判的だったのである。堤外地開発の進行に伴う水害の危険性の増大という問題を解決するには、堤防維持体制の強化という方法しかないだろう。玉虫の事業が行われた享保七年に国役普請制度が変更されたのは、決して偶然のことではない。

### 注

- (1) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)五五号。
- (2) 大石慎三郎『享保改革の経済政策』(御茶の水書房、一九六一年)第五章「享保改革における新田政策について」。
- (3) 村田路人「一七世紀摂津・河内における治水政策と堤外地土地利用規制」(『枚方市史年報』第一号、二〇〇八年四月)、同「堤外地政策からみた元禄・宝永期における摂河治水政策の転換」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』第五〇巻、二〇一〇年三月)、同「享保初年における幕府派遣役人の上方川筋見分・普請と堤外地政策」(『枚方市史年報』第三号、二〇一〇年四月)。
- (4) 流作場は、多くの場合、反別のみで石高が付けられない見取場であったが、石高が付けられることもあった。なお、流作場は生産力的に不安定な土地であるため、百姓は安定的な生産を目指し、小堤防を廻らせる等、水害防止のための措置を講じようとする傾向にあった。このような措置によって生産が安定すると、それはもはや流作場とは

いえないものとなる。

- (5) 大谷貞夫「元文―延享期間東における流作場検地」(『成田山教育文化福祉財団研究紀要』二号、一九七〇年一月、のち、大谷「近世日本治水史の研究」雄山閣、一九八六年に収録)、同「勘定組頭堀江荒四郎と流作場開発」(『地方史研究協議会編『房総地方史の研究』雄山閣出版、一九七三年、同)、松尾公就「享保改革末期の年貢増徴政策―常陸国桜川流域における流作場新田検地を中心に」(立正大学古文書研究会編『近世史研究』二二、一九七九年)、大石学「享保改革期における流作場開発政策と村落―下利根川流域野木崎村を中心に」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五四年度、一九八〇年三月、のち、大石「享保改革の地域政策」吉川弘文館、一九九六年に収録)、松尾公就「享保改革末期の新田政策」(北島正元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文館、一九八三年)、大関久仁子「常陸桜川流域における流作場新田検地」(『土浦市立博物館紀要』第一号、一九八九年三月)、小野寺淳「常陸国真壁郡における享保改革期の流作場・原地新田の開発―新田開発が及ぼす地域の変容」(『筑波大学人文地理学研究』一八、一九九四年三月)など。
- (6) 前掲注(3)の諸論文。
- (7) 「川方・地方御用覚書」(大阪市史編纂所編『大阪市史料第六十六巻 幕府宿継文書 川方地方御用覚書』大阪市史料調査会、二〇〇五年)九三―九四頁)。なお、この河川管轄は、享保三年(一七一八)七月に変更され、淀小橋までの宇治川と淀大橋までの木津川が伏見奉行に、また、新旧大和川(付替前の大和川と付替後の新大和川)および石川は堺奉行に移管された(『川方御用目録』「たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵浅野家文書一四七」)。
- (8) 「川筋御用覚書」(大阪市参事会編『大阪市史』第五、大阪市参事会、一九一一年(一九七九年、清文堂出版より復刻)二八四頁)。
- (9) 宝永元年(一七〇四)十月、旗本大久保氏の所領であった新町村が大久保氏役人に宛てた書付案に、寛文九年(一六六九)以来流作場と

なっていた土地について、「其後年々耕作仕候所二、貞享元年子之年、本田たり共川表之流作御停止之趣、從 御公儀様被為 仰付候故奉畏、荒置候処二」(羽曳野市史編纂委員会編『羽曳野市史』第五巻史料編三(羽曳野市、一九八三年)三〇三頁)とある。なお、前掲注(3)村田「堤外地政策からみた元禄・宝永期における摂河治水政策の転換」では、「ここでは、実際に流作場が「荒し」の措置を講じられた例を見出すことは出来なかつた」(一一頁)と記したが、本稿で「荒し」の例としてこの事例を掲げておく。なお、この史料では「本田たり共川表之流作御停止之趣、從 御公儀様被為 仰付」とあるが、実際には堤外地の田畑のうちで流作場と実質的には変わらないものも、そのまま作付を認められた例があることを右の論考で明らかにしている。

- (10) 前掲注(7)「川方御用目録」。
- (11) 前掲大阪市参事会編『大阪市史』第五、二六一頁。
- (12) 『新訂寛政重修諸家譜』第八(統群書類従完成会、一九六五年)三三五―三三六頁。
- (13) 「京都御役所向大概覚書 一」のうち「三十九 小堀仁右衛門勤方之事」(岩生成一監修『清文堂史料叢書第5巻 京都御役所向大概覚書』上巻(清文堂出版、一九七三年)九七頁)。
- (14) ここでは豊中市総務部情報公開課市史編さん係(当時)所蔵の写本版を用いた。史料閲覧にあたっては、同係(当時)の清水喜美子氏のお世話になった。記してお礼申し上げる。なお、中井達夫家文書写本版は、現在豊中市文書館に移管されている。
- (15) 享保七年三月(四月)「嶋方御触状写并願書写」(摂津国豊嶋郡洲到止村中井達夫家文書)。
- (16) 摂津国嶋上郡高浜村西田家文書一五〇四(関西大学図書館所蔵)。西田家文書については、関西大学図書館所蔵のマイクロフィルムを用いた。
- (17) 河内国志紀郡小山村小泉家文書(藤井寺市立図書館(大阪府藤井寺

- 市」架蔵。
- (18) 亥年(享保十六年)十月「五畿内大川通国役御普請村懸り之儀書付」(石井良助編『徳川禁令考』前集第六(創文社、一九五九年)四〇〇六号)。ただし、国役普請制度発足に際し、享保七年九月に勘定奉行および勘定吟味役が出した「覚」(摂津国住吉郡平野郷町同年「覚帳」、大阪市史編纂所所蔵の写真版を利用)では石川の名がなく、代わりに賀茂川の名が見える。
- (19) 享保七年三月～四月「嶋方御触状写并願書写」。
- (20) 享保七年三月～四月「嶋方御触状写并願書写」。
- (21) 享保七年三月～四月「嶋方御触状写并願書写」。
- (22) 享保七年三月～四月「嶋方御触状写并願書写」。
- (23) 享保七年十一月「諸事願書之写帳」(洲到止村中井達夫家文書)。
- (24) 享保七年十一月「諸事願書之写帳」(洲到止村中井達夫家文書)。史料6に続けて史料7の記載がある。
- (25) 宝暦八年(一七五八)三月「摂州豊嶋郡小曾根村・浜村・長島村・寺内村・北条村・石蓮寺村・垂水村明細帳」(豊中市史編纂委員会(通史部門)編『豊中市史資料集4 村明細帳(下)』(豊中市、一九九六年)九四頁)。
- (26) 高浜村西田家文書一五〇五。
- (27) 松原市史編纂委員会編『松原市史』第五巻史料編3(松原市役所、一九七六年)一五二～一五三頁。
- (28) この大和川の附洲開発については、松原市史編纂委員会編『松原市史』第一巻本文編1(松原市役所、一九八五年)六三四～六三五頁に、ごく簡単な説明がある。
- (29) 松原市史編纂委員会編『松原市史』第三巻史料編1(松原市役所、一九七八年)四六八頁。
- (30) 宝永元年(一七〇四)の大和川付替普請の際には、地元村に一定の配慮が行われたふしがある。村田路人「宝永元年の大和川付替えと大坂」(『水の都市文化—大阪市立大学大学院文学研究科COE/重点研究共催シンポジウム報告書—』(大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、二〇〇六年)参照)。
- (31) たとえば、河内国茨田郡守口町「地方・宿方諸事録」(守口市史編纂委員会編『守口市史』史料編(守口市役所、一九六二年)三四頁)には、高一石一斗九升三合、反別二反三畝二六歩の土地につき、「享保七寅年開発被為作付、御地代金壹反二付壹両壹分宛、金高三両壹分玉虫左兵衛様上納仕、<sup>(即ち)</sup> 畝下之儀八寅卯式ヶ年御赦免、辰年今御見取御年貢、其後享保十二末年、御同人御検地被為仰下、高付被仰付候」とある。
- (32) 前掲大阪府参事会編『大阪府史』第五、二六一頁。
- (33) 村田路人「近世広域支配の研究」(大阪大学出版会、一九九五年)第一部第三章「国役普請制度の展開」。
- (付記) 本稿の作成にあたっては、豊中市中井達夫氏、豊中市総務部情報公開課市史編さん係(当時)、関西大学図書館、藤井寺市立図書館、たつの市立龍野歴史文化資料館、大阪府史編纂所の方々のお世話になった。記してお礼申し上げる次第である。なお、本稿は、財団法人河川環境管理財団平成二二年度河川整備基金助成事業「堤外地政策よりみた近世治水政策の研究」による研究成果の一部である。

